

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払<u>購入</u>保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008 沿革 (略) <u>令和6年2月28日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">前払<u>輸入</u>保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008 沿革 (略)</p>	<p>前払輸入保険を前払購入保険に改正 (以下同じ)</p>
<p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく前払<u>購入</u>保険の保険約款とする。</p>	<p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく前払<u>輸入</u>保険の保険約款とする。</p>	
<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2</u> この約款における用語の定義は別表に定めるところによる。</p>		
<p>第2章 てん補の範囲 (てん補危険)</p> <p>第2条 日本貿易保険は、被保険者が、前払<u>購入</u>契約に基づいて<u>購入貨物の引渡しを受ける</u>ことができなくなり、かつ、前払金の返還を当該前払<u>購入</u>契約に基づき請求した場合において、次条各号のいずれかの<u>てん補</u>事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p>第2章 てん補の範囲 (てん補危険)</p> <p>第2条 <u>株式会社</u>日本貿易保険（以下「<u>日本貿易保険</u>」という。）は、被保険者が、<u>この証券記載の前払輸入契約</u>（以下「<u>前払輸入契約</u>」という。）に基づいて<u>輸入貨物を輸入する</u>ことができなくなり、かつ、<u>当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料</u>（以下「<u>前払金</u>」という。）の返還を当該前払<u>輸入</u>契約に基づき請求した場合において、次条<u>第1号から第11号までのいずれかに該当する</u>事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p>定義規定は削除して、別表にまとめる (以下同じ)</p>
<p>(てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は前払<u>購入</u>契約の相手国に起因する外貨送金遅延</p>	<p>(てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は前払<u>輸入</u>契約の相手国に起因する外貨送金遅延</p>	

<p>三 為替の換算率にかかわらず現地通貨による償還をもってする前払金の弁済を有効とする旨の前払購入契約の相手国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を免除する措置又は決定</p> <p>四～五 (略)</p> <p>六 国際連合その他の国際機関又は前払購入契約の相手国以外の国による経済制裁</p> <p>七 (略)</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であって、前払購入契約の当事者の責めに帰することができないもの</p> <p>九 前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。）</p> <p>十 前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。）</p> <p>十一 前払購入契約の相手方の3月以上の前払金に係る債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	<p>三 為替の換算率にかかわらず現地通貨による償還をもってする前払金の弁済を有効とする旨の前払輸入契約の相手国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を免除する措置又は決定</p> <p>四～五 (略)</p> <p>六 国際連合その他の国際機関又は前払輸入契約の相手国以外の国による経済制裁</p> <p>七 (略)</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であって、前払輸入契約の当事者の責めに帰することができないもの</p> <p>九 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。）</p> <p>十 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。）</p> <p>十一 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金に係る債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	
<p>第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、<u>以下で算出した残額をいう。</u> <u>返還を受けることができない</u> 一 <u>次条各号の控除すべき金額の</u> <u>い前払金の額 (注)</u> 二 <u>合計</u> <u>(注) 保険価額のうち、被保険者が前条各号のいずれかのてん補事由により前払金の返還期限 (前条第11号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時) までに返還を受けることができない前払金の額をいう。</u></p>	<p>第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、<u>保険価額 (前払金の額をいう。以下同じ。)</u>のうち、<u>被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限 (前条第11号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時) までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。</u></p>	<p>文章を数式にする技術的な改正 (以下同じ)</p>
<p>(損失額算出上控除する金額)</p> <p>第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。</p> <p>一 他の購入貨物の代金と相殺又は充当した金額</p>	<p>(損失額算出上控除する金額)</p> <p>第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。</p> <p>一 他の輸入貨物の代金と相殺又は充当した金額</p>	

二～三 (略)	二～三 (略)	
<p>(てん補責任額)</p> <p>第6条 日本貿易保険がてん補すべき額は、<u>以下で算出</u>した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、次の割合を限度とする。</p> <p>一 第3条第1号から第8号までのいずれか<u>のてん補</u>事由の場合 は100分の97.5</p> <p>二 第3条第9号から第11号までのいずれか<u>のてん補</u>事由の場合 は100分の90</p> <p><u>第4条に定める損失額</u> $\left[\begin{array}{l} \text{損失防止軽減することができ} + \text{賠償を受けることがで} \\ \text{たと認められる金額 (注)} \quad \text{きたと認められる金額} \end{array} \right]$</p> <p><u>(注) 被保険者が第14条第1項又は第2項の規定による義務の履行を怠った場合に被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額をいう。</u></p>	<p>(てん補責任額)</p> <p>第6条 日本貿易保険がてん補すべき額は、<u>損失額から、被保険者が第14条第1項又は第2項の規定による義務の履行を怠った場合に被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償を受けることができたと認められる金額を控除</u>した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、次の割合を限度とする。</p> <p>一 第3条第1号から第8号までのいずれか<u>に該当する</u>事由の場合 は100分の97.5</p> <p>二 第3条第9号から第11号までのいずれか<u>に該当する</u>事由の場合 は100分の90</p>	
<p>(免責)</p> <p>第7条 日本貿易保険は、第9条第3項及び第17条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 被保険者等の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>二 <u>購入</u>貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失（共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。）</p> <p>三 前払<u>購入</u>契約に関して保険契約者又は被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反があった場合において生じた損失</p> <p>四 前払<u>購入</u>契約に関して被保険者等による不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に</p>	<p>(免責)</p> <p>第7条 日本貿易保険は、第9条第3項及び第17条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 <u>保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは使用人（以下「被保険者等」という。）</u>の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>二 <u>輸入</u>貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失（共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。）</p> <p>三 前払<u>輸入</u>契約に関して保険契約者又は被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反があった場合において生じた損失</p> <p>四 前払<u>輸入</u>契約に関して被保険者等による不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に</p>	

<p>関する規定違反があった場合において生じた損失</p> <p>五 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条各号のいずれかのてん補事由によって生じた損失</p> <p>六 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、前払購入保険の引受方針について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089）に定める基準を満たさない前払購入契約について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失（ただし、日本貿易保険が保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以降に発生した第3条各号のいずれかのてん補事由による損失を除く。）</p>	<p>関する規定違反があった場合において生じた損失</p> <p>五 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</p> <p>六 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、前払購入輸入保険の引受方針について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089）に定める基準を満たさない前払購入輸入契約について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失（ただし、日本貿易保険が前払購入輸入保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042。以下「手続細則」という。）で定める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以降に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。）</p>	
<p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第8条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 環境ガイドラインに基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、保険契約者又は被保険者の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>四 被保険者等が、前払購入契約に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>五 （略）</p> <p>六 前払購入契約が無効であったとき</p> <p>七 被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実</p>	<p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第8条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、保険契約者又は被保険者の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>四 被保険者等が、前払購入輸入契約に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>五 （略）</p> <p>六 前払購入輸入契約が無効であったとき</p> <p>七 被保険者等が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日</p>	

<p>質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）</u>による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(保険期間)</p> <p>第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に<u>最初</u>の前払が行われた日、前払<u>購入</u>契約が締結された日又は保険契約の締結を行った日のうちもっとも遅い日とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の責任が始まる前に第3条各号のいずれか<u>のてん補</u>事由が生じたときは、日本貿易保険は、当該事由による損失をてん補する責めに任じない。</p> <p><u>4 日本貿易保険は、第3条第11号のてん補事由による損失の場合については、前払金の返還の期限が保険期間内にあればてん補の対象とし、当該返還の期限から3月を経過した日が保険期間内にある必要はないものとする。</u></p>	<p>(保険期間)</p> <p>第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に前払が行われた日、前払<u>輸入</u>契約が締結された日又は保険契約の締結を行った日のうちもっとも遅い日とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の責任が始まる前に第3条各号のいずれか<u>に該当する</u>事由が生じたときは、日本貿易保険は、当該事由による損失をてん補する責めに任じない。</p>	<p>運用規程から移行</p>
<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 (他の保険契約の通知義務)</p> <p>第10条 保険契約者又は被保険者は、前払<u>購入</u>契約について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内、かつ、保険金の支払請求時まで当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 (他の保険契約の通知義務)</p> <p>第10条 保険契約者又は被保険者は、前払<u>輸入</u>契約について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内、かつ、保険金の支払請求時まで当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	
<p>(<u>債権保全義務</u>)</p> <p>第11条 被保険者は、<u>他の債権における注意と同様の注意をもって</u>前払金の返還請求<u>に係る債権の管理保全に努め</u>なければならない。</p>	<p>(<u>前払金の返還請求の通知義務</u>)</p> <p>第11条 保険契約者又は被保険者は、<u>前払輸入契約の相手方に対して、当該前払輸入契約に基づき前払金の返還請求をしたときは、当該返還請求を行った日から7日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知し</u>なければならない。</p>	<p>前払返還請求通知を廃止する 他保険種との平仄を合わせて債権保全義務を追加</p>

<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務)</p> <p>第12条 被保険者は、前払金の返還の期限前に、<u>次の各号に掲げる</u>損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>一 <u>前払購入契約の相手方からの信用補完措置等の変更、破棄</u> (ただし、第18条に該当する場合を除く。)</p> <p>二 <u>前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生</u></p> <p>三 <u>信用補完措置等を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生</u></p>	<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務)</p> <p>第12条 被保険者は、前払金の返還の期限前に、<u>手続細則で定める</u>損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、<u>当該事情の発生を知った日から15日以内にその旨を</u>日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	<p>手続に係る事項は規程からは削除しHPに掲載(以下同じ)</p> <p>通知事由は手続細則から移行</p>
<p>(損失等発生の通知義務)</p> <p>第13条 被保険者は、<u>第3条第1号から第10号までのいずれかのてん補事由による損失の発生を知ったとき、又は前払金の返還の期限までに前払購入契約に基づく前払金の返還が行われず、第3条第11号のてん補事由による損失を受けるおそれのある場合には、</u>日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	<p>(損失発生等の通知義務)</p> <p>第13条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、<u>当該損失の発生を知った日から1月以内にその旨を</u>日本貿易保険に書面で通知(以下「損失発生通知」という。)しなければならない。</p> <p>2 <u>被保険者は、前払金の返還の期限までに前払輸入契約に基づく前払金の返還が行われず、第3条第11号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、前払金の返還の期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知(以下「危険発生通知」という。)しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、前払金の返還の期限から3月を経過した日までに、第15条に規定する入金通知がないときは、危険発生通知を損失発生通知とみなし、前払金の一部についての入金が通知されているときは、当該入金通知と危険発生通知をもって損失発生通知とみなす。</u></p>	
<p>(入金の通知義務)</p> <p>第15条 被保険者は、損失等発生通知を行った後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	<p>(入金の通知義務)</p> <p>第15条 被保険者は、<u>第13条の規定に基づき損失発生通知又は危険発生通知</u>を行った後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、<u>当該金額の入金のあった日から1月以内、かつ、保険金請求前にその旨を</u>日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	
<p>(調査に応ずる義務)</p>	<p>(調査に応ずる義務)</p>	

<p>第16条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が購入貨物若しくは前払購入契約に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は前払購入契約に関する帳簿書類、購入貨物その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第16条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が輸入貨物若しくは前払輸入契約に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は前払輸入契約に関する帳簿書類、輸入貨物その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等)</p> <p>第16条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p> <p>2 被保険者等が前払購入契約に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</p>	<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等)</p> <p>第16条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p> <p>2 被保険者等が前払輸入契約に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</p>	
<p>第5章 保険契約の無効、失効、解除 (前払購入契約の内容の変更)</p> <p>第18条 被保険者が前払購入契約の内容に関し、<u>次の各号に掲げる</u>変更を行ったときは、日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p><u>一 表示通貨の変更</u></p> <p><u>二 前払購入契約の相手方の変更</u></p> <p><u>三 相手国、船積国又は仕向国の変更</u></p> <p><u>四 前払金額の5%以上の増額</u></p> <p><u>五 前払金の返還期限の延長（第9条第2項に定める保険責任の終了日の延長を伴うものに限る。）</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 被保険者は、前払購入契約の内容に関して重大な変更該当しない変更を行った場合であって、保険契約の変更を希望するときは、日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p>	<p>第5章 保険契約の無効、失効、解除 (前払輸入契約の内容の変更)</p> <p>第18条 被保険者が前払輸入契約の内容に関し、<u>手続細則で定める重大な</u>変更を行ったときは、<u>当該重大な変更の日から1月以内かつ第9条第2項に定める保険責任の終了日までにその旨を</u>日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>通知事由を手続細則から移行</p>
<p>第6章 保険料 (保険料の納付等)</p> <p>第19条 保険契約者は、保険契約を締結した場合又は重大な変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき<u>とき</u>その他</p>	<p>第6章 保険料 (保険料の納付等)</p> <p>第19条 保険契約者は、保険契約を締結した場合又は重大な変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき<u>場合</u>その他</p>	

<p>保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、<u>日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い</u>、日本貿易保険が指定する日までに保険料率等規程に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険が<u>発行する保険料請求書</u>に従い、納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した<u>ときは</u>、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに<u>貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17-制度-00070。以下「保険料率等規程」という。）</u>に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の<u>請求</u>に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した<u>場合には</u>、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>手続細則から移行</p>
<p>(保険料の返還)</p> <p>第20条 日本貿易保険は、保険料の納付が日本貿易保険の指定する日の翌日以後になされた場合であって日本貿易保険が前条第4項の規定に基づき保険契約を解除したとき又は日本貿易保険が同項の規定に基づき保険契約を解除した日以後に保険料が納付された場合は、当該納付に係る保険料に100分の90を乗じて得た金額を返還する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者が、前払<u>購入</u>契約の内容変更又はその他合理的理由により保険価額の減少又は保険期間の短縮を申請し、日本貿易保険がこれを承認した<u>場合は</u>、日本貿易保険がてん補すべき責めに任じなくなった部分に相当する保険料について、100分の90を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める<u>とき</u>を除く。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保険料の返還)</p> <p>第20条 日本貿易保険は、保険料の納付が日本貿易保険の指定する日の翌日以後になされた場合であって日本貿易保険が前条第4項の規定に基づき保険契約を解除したとき又は日本貿易保険が同項の規定に基づき保険契約を解除した日以後に保険料が納付された場合は、当該納付に係る保険料に100分の90を乗じて得た金額を返還する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者が、前払<u>輸入</u>契約の内容変更又はその他合理的理由により保険価額の減少又は保険期間の短縮を申請し、日本貿易保険がこれを承認した<u>ときは</u>、日本貿易保険がてん補すべき責めに任じなくなった部分に相当する保険料について、100分の90を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める<u>場合</u>を除く。</p> <p>4 (略)</p>	

<p style="text-align: center;">第7章 保険金の支払 (保険金受取人)</p> <p>第21条 被保険者は、保険金請求事務を被保険者の代わりにを行い、被保険者のために保険金を受領する者として保険金受取人を定めることができる。<u>保険金受取人は、日本貿易保険が特に認めた場合を除き、1名とする。</u></p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に、保険金受取人を指定、変更又は廃止する場合には、日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 保険金の支払 (保険金受取人)</p> <p>第21条 被保険者は、保険金請求事務を被保険者の代わりにを行い、被保険者のために保険金を受領する者として保険金受取人を定めることができる。</p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に、保険金受取人を指定、変更又は廃止<u>(以下「指定等」という。)</u>した場合には、<u>当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)にその旨を</u>日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>手続細則から移行</p>
<p>(保険金の請求)</p> <p>第22条 保険金請求人は、自己の費用をもって損失の計算を行い、日本貿易保険に<u>保険金の支払を請求</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、<u>日本貿易保険が別に定める</u>期間内に行うものとする。ただし、<u>保険金請求人が保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請し、</u>日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 保険金請求人が正当な理由なく<u>日本貿易保険が別に定める</u>期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。</p>	<p>(保険金の請求)</p> <p>第22条 <u>被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)</u>は、自己の費用をもって損失の計算を行い、<u>保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて</u>日本貿易保険に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、<u>次の各号に定められた</u>期間内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 <u>第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による損失がてん補される場合にあつては、第13条に定める損失発生</u>の通知をした日以降、<u>前払金の返還の期限から9月以内</u></p> <p style="margin-left: 20px;">二 <u>第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、第13条に定める危険発生</u>の通知をした日以降かつ<u>前払金の返還の期限から3月を経過した日以後、前払金の返還の期限から9月以内</u></p> <p>3 保険金請求人が正当な理由なく<u>前項に規定する</u>期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。</p> <p>4 <u>保険金の支払いを請求した者は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補すべき額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</u></p>	

<p>4 保険金請求人は、第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保険料及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</p>	<p>5 保険金請求人は、第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保険料及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効) 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限（第3条第11号のてん補事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 前条第4項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効) 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 前条第5項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</p>	
<p>(前払金の返還の期限前の請求) 第24条 被保険者は、前払金の返還の期限前において、第3条各号のいずれかに該当する事由の発生により返還期限までに前払金を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。 2 前項の場合における損失額は、<u>第4条の規定により算出した損失額のうち、元本及び前項の確認があった日までに発生した利子に係るものとする。</u></p>	<p>(前払金の返還の期限前の請求) 第24条 被保険者は、前払金の返還の期限前において、第3条各号のいずれかに該当する事由の発生により返還期限までに前払金を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。 2 <u>前項の規定により日本貿易保険が損失の発生を書面で確認したときは、保険金の支払の請求は、第22条第2項の規定にかかわらず、当該確認のあった日から9月以内の間に行うことができる。</u> 3 <u>前項の場合における損失額は、次の式により算出した額とする。ただし、前払輸入契約において契約金利が定められている場合にあつては、算式中「5.84%」を「前払輸入契約の契約金利」とし、確認日から前払金の返還の期限までの日数が365を超える場合には、前払輸入保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00051）に定める式により算出した額とする。</u></p> $\text{第4条の規定により算出した損失額} = \text{第1項により確認された前払金の額} \times \left[1 - \frac{1}{1 + 5.84\% \times \frac{\text{確認日から前払金の返還の期限までの日数}}{365}} \right]$	<p>他の保険種と平仄を合わせるために削除</p>
<p>(保険金の支払) 第25条 日本貿易保険は、第22条第1項に定める手続による請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特</p>	<p>(保険金の支払) 第25条 日本貿易保険は、第22条第1項に定める手続による請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特</p>	

<p>に時日を要するときは、この限りでない。</p> <p>2 被保険者と前払購入契約の相手方との間に保険契約の対象となる権利に係る紛争がある場合（当該権利の存在、有効性及び金額に疑義がある場合を含むが、これらに限らない。）、両当事者を拘束する仲裁判断、確定判決又は和解等により当該紛争が最終的に解決したことを証する資料が提出されるまでの間、日本貿易保険は保険金の支払を留保することができる。</p>	<p>に時日を要するときは、この限りでない。</p> <p>2 被保険者と前払輸入契約の相手方との間に保険契約の対象となる権利に係る紛争がある場合（当該権利の存在、有効性及び金額に疑義がある場合を含むが、これらに限らない。）、両当事者を拘束する仲裁判断、確定判決又は和解等により当該紛争が最終的に解決したことを証する資料が提出されるまでの間、日本貿易保険は保険金の支払を留保することができる。</p>	
<p>（他の保険契約等との関係）</p> <p>第26条 この証券記載の前払購入契約につき、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在し、かつ、各保険契約のてん補責任額の合計が損失額を超える場合には、第4条の損失額に、第6条のてん補責任額の各保険契約のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じて得た額を支払保険金額とする。</p>	<p>（他の保険契約等との関係）</p> <p>第26条 この証券記載の前払輸入契約につき、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在し、かつ、各保険契約のてん補責任額の合計が損失額を超える場合には、第4条の損失額に、第6条のてん補責任額の各保険契約のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じて得た額を支払保険金額とする。</p>	
<p>第8章 債権の回収 （保険代位）</p> <p>第27条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた前払金に係る債権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p>	<p>第8章 債権の回収 （保険代位）</p> <p>第27条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき保険金の支払いのときに被保険者の有していた前払金に係る債権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p>	
<p>（回収金の納付）</p> <p>第28条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために前払購入契約に基づく前払金又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて被保険者が日本貿易保険に書面で申請してその認定を受けたとき又は第4項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、前項に規定する義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。ただし、前項ただし</p>	<p>（回収金の納付）</p> <p>第28条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために前払輸入契約に基づく前払金又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第4項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りではない。</p> <p>2 被保険者は、前項に規定する義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。ただし、前項ただし</p>	

<p>書の規定により日本貿易保険の認定を受けたとき又は権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。</p> <p>3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を前払<u>購入</u>契約の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 被保険者は、前項の委任に当たり、権利の行使による回収金の配分方法、その他手続的な事項について、共通運用規程に従わなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後、回収した金額があるときは、日本貿易保険に<u>書面で</u>通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の式で算出された金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> $(\text{回収金額} - A) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{第4条の損失額}} - B$ <p>Aは、第1項による義務の履行のために要した費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）</p> <p>Bは、第4条の損失額に前払金の返還の期限の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）までの期間に応じ共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息（保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。）を除いた額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額</p> <p>8 前項の場合において、前項に規定する期間内に当該各項の通知をすることを怠った被保険者は、回収納付金額について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日</p>	<p>書の規定により日本貿易保険の認定を受けたとき又は権利行使等の委任を行ったときは、この限りで<u>は</u>ない。</p> <p>3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を前払<u>輸入</u>契約の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 被保険者は、前項の委任に当たり、権利の行使による回収金の配分方法、その他手続的な事項について、<u>貿易保険</u>共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に従わなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後、回収した金額があるときは、<u>回収のあった日（回収のあった日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日。）から1月以内にその旨を</u>日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の式で算出された金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> $(\text{回収金額} - A) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{第4条の損失額}} - B$ <p>Aは、第1項による義務の履行のために要した費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）</p> <p>Bは、第4条の損失額に前払金の返還の期限の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）までの期間に応じ共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息（保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。）を除いた額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額</p> <p>8 前項の場合において、前項に規定する期間内に当該各項の通知をすることを怠った被保険者は、<u>前項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という。）</u>について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるとき</p>	
---	--	--

<p>までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>9～10 (略)</p>	<p>は、保険金の支払を受けた日)の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>9～10 (略)</p>	
<p>第9章 雑則 (換算率)</p> <p>第30条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。<u>また、次の各号に定める始値は、日本貿易保険が認めたものをいう。</u></p> <p>一 外貨を邦貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する対顧客直物電信買相場の始値</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2 前払金の額が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第6条のてん補責任額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない(以下第3項から第5項までの各項において同じ。)</p> <p>一 保険価額については、前払購入契約の締結の日(保険契約の締結後に前払金の額が増額変更された場合の当該増額部分にかかる保険価額又は前払金の額が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該前払購入契約が変更された日)における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、前払金について、当該前払金に係る外貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。</p> <p>二 第4条の損失額及び第6条のてん補責任額については、前払購入契約の締結日における前項第1号の外国為替相場(ただし、前払金について、当該前払金に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率)又は前払金の返還の期限の日における前項第1号の外国為替相場のいずれか円高(前払購入契約に表示された外貨の本邦における邦貨を</p>	<p>第9章 雑則 (換算率)</p> <p>第30条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 外貨を邦貨に換算する場合にあっては、銀行(<u>銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。)</u>が提示する対顧客直物電信買相場の始値(<u>日本貿易保険が認めたものをいう。以下同じ</u>)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2 前払金の額が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第6条のてん補責任額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない(以下第3項から第5項までの各項において同じ。)</p> <p>一 保険価額については、前払輸入契約の締結の日(保険契約の締結後に前払金の額が増額変更された場合の当該増額部分にかかる保険価額又は前払金の額が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該前払輸入契約が変更された日)における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、前払金について、当該前払金に係る外貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。</p> <p>二 第4条の損失額及び第6条のてん補責任額については、前払輸入契約の締結日における前項第1号の外国為替相場(ただし、前払金について、当該前払金に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率)又は前払金の返還の期限の日における前項第1号の外国為替相場のいずれか円高(前払輸入契約に表示された外貨の本邦における邦貨を</p>	

<p>もって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。)の外国為替相場により邦貨に換算する。</p> <p>3 第5条第1号から第3号までの金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>もって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。)の外国為替相場により邦貨に換算する。</p> <p>3 第5条第1号から第3号までの金額が<u>前払輸入契約に表示された通貨(邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。)</u>と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>4～8 (略)</p>	
<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第31条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の後に譲渡を行った旨を日本貿易保険に書面で通知するものとする。</u></p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第31条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	他の規程と平仄を合わせるため追記(以下同じ)
<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第33条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>被保険者は、第1項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、その旨を日本貿易保険に書面で通知するものとする。</u></p>	<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第33条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(共通運用規程)</p> <p>第34条 <u>この約款に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的等の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、共通運用規程において定める。</u></p>		運用規程から移行
<p>(約款の改正)</p> <p>第35条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相</p>	<p>(約款の改正)</p> <p>第34条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相</p>	

当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。	当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。	
<p>(手続事項)</p> <p><u>第36条</u> この約款に<u>基づく手続については、日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知する手続に基づいて行うものとする。</u></p>	<p>(手続事項)</p> <p><u>第35条</u> この約款に<u>規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。</u></p>	手続細則を廃止し手続をHPに掲載するため
<p>(準拠法令)</p> <p><u>第37条</u> この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	<p>(準拠法令)</p> <p><u>第36条</u> この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和6年3月15日から実施する。</u></p>		

別表		定義別表の追加
<u>用語（五十音順）</u>	定義	
<u>回収納付金額</u>	<u>第28条第7項に基づき日本貿易保険に納付すべき金額をいう。</u>	
<u>環境ガイドライン</u>	<u>貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）をいう。</u>	
<u>共通運用規程</u>	<u>貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069）をいう。</u>	
<u>銀行</u>	<u>銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。</u>	
<u>重大な変更</u>	<u>前払購入契約の内容に関する第18条第1項各号に掲げる変更をいう。</u>	
<u>信用補完措置等</u>	<u>前払購入契約の相手方からの前払金の返還を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき前払金の返還に係る一切の信用補完措置をいう。</u>	
<u>損失等発生通知</u>	<u>第13条に規定する通知をいう。</u>	
<u>日本貿易保険</u>	<u>法第3条に規定する株式会社日本貿易保険をいう。</u>	
<u>反社会的勢力等</u>	<u>暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者をいう。</u>	
<u>被保険者</u>	<u>本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）であって、前払購入契約の当事者であり、前払購入契約の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行する者であって、被保険</u>	

	<u>利益の実質的な帰属体となる者をいう。</u>		
<u>被保険者等</u>	<u>保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは使用人をいう。</u>		
<u>表示通貨</u>	<u>前払購入契約に表示された通貨（邦貨の場合を含む。）をいう。</u>		
<u>保険価額</u>	<u>前払金の額をいう。</u>		
<u>保険金請求人</u>	<u>被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者をいう。</u>		
<u>保険料率等規程</u>	<u>貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）をいう。</u>		
<u>前払金</u>	<u>前払購入契約に基づいて当該購入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料をいい、前払又は船積が2回以上となる場合は、原則として第1回目の船積までに支払った前払金額とする。ただし、当該前払金額に対する船積貨物の代金が正しく把握できる場合は、それぞれの前払金をいう。</u>		
<u>前払購入契約</u>	<u>この証券記載の前払購入契約をいう。</u>		
<u>前払購入契約の相手方</u>	<u>前払購入契約の締結の相手方又は当該契約に係る前払金の返還義務を負う者をいう。</u>		
<u>前払予定日</u>	<u>前払購入契約に基づいて前払金が支払われる予定の日をいう。</u>		